

道州制特別区域基本方針の一部変更について（案） 新旧対照表

（参考）

※下線部が改正部分。

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>本文</p> <p>2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定広域団体の提案について</p> <p>法第 20 条に基づき設置された道州制特別区域推進本部（以下「本部」という。）は、特定広域団体から道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき基本方針の変更について提案がなされた場合は、提案の趣旨を十分に尊重した上で検討を行う。その際、参与たる、特定広域団体の知事及び全国知事会の推薦する都道府県知事は、本部会合に出席し、議論に参画する。内閣総理大臣は、本部の議論を経て、基本方針を変更する必要があると認めるときは、遅滞なく本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるものとする。また、基本方針を変更する必要があると認めるときは、遅滞なくその旨及びその理由を特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法によって公表する。</p> | <p>本文</p> <p>2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定広域団体の提案について</p> <p>法第 20 条に基づき設置された道州制特別区域推進本部（以下「本部」という。）は、特定広域団体から道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき基本方針の変更について提案がなされた場合は、提案の趣旨を十分に尊重した上で検討を行う。その際、参与たる、特定広域団体の知事及び全国知事会の推薦する都道府県知事は、本部会合に出席し、議論に参画する。内閣総理大臣は、本部の議論を経て、基本方針を変更する必要があると認めるときは、遅滞なく本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるものとする。また、基本方針を変更する必要があると認めるときは、遅滞なくその旨及びその理由を特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法によって公表する。</p> |

また、本部令第1条第1項に基づき本部に設置された参与会議は、必要に応じ、広域行政の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について本部長に意見を述べることとする。

本部に関する事務は内閣府において処理するものとし、その円滑な事務処理のため、内閣府と関係省庁をメンバーとする道州制特別区域推進会議を設置する。関係省庁は、本法及び基本方針に基づき、内閣府に協力し、特定広域団体の提案の実現に積極的に取り組むものとする。

### 3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間

#### (1) 政府が講ずべき措置について

- ① 略
- ② 交付金の交付に関する措置等

##### ア 交付金の種類

法第19条第1項に基づき北海道が道州制特別区域計画を作成した場合において、北海道がi)～iv)に定める工事又は事業を実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次のi)～iv)の種類の交付金を交付する。なお、i)～iv)の農林水産大臣又は国土交通大臣による指定に際しては工事又は事業の名称・種類、その開始予定年度及び工事又は事業に係る施設の名称・位置を明らかにするとともに、指定に伴う必要な措置を講ずるものとする。

また、本部令第1条第1項に基づき本部に設置された参与会議は、必要に応じ、広域行政の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について本部長に意見を述べることとする。

本部に関する事務は内閣官房において処理するものとし、その円滑な事務処理のため、内閣官房と関係省庁をメンバーとする道州制特別区域推進会議を設置する。関係省庁は、本法及び基本方針に基づき、内閣官房に協力し、特定広域団体の提案の実現に積極的に取り組むものとする。

### 3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間

#### (1) 政府が講ずべき措置について

- ① 略
- ② 交付金の交付に関する措置等

##### ア 交付金の種類

法第19条第1項に基づき北海道が道州制特別区域計画を作成した場合において、北海道がi)～iv)に定める工事又は事業を実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次のi)～iv)の種類の交付金を交付する。なお、i)～iv)の農林水産大臣又は国土交通大臣による指定に際しては工事又は事業の名称・種類、その開始予定年度及び工事又は事業に係る施設の名称・位置を明らかにするとともに、指定に伴う必要な措置を講ずるものとする。

i) 略

ii) 特定保安施設事業交付金 森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律第 2 条第 1 項に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。）

iii)・iv) 略

イ・ウ 略

③ 略

(2) 計画期間等について

法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画の計画期間は、平成 27 年度に行った評価の結果を踏まえて延長することとし、平成 19 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 14 年間とする。計画期間中に政府が講ずべき措置に変更が生じた場合においては、当該計画期間の残存期間を計画期間とする。

また、法第 5 条第 4 項に基づき、計画期間が満了することとなる場合において、基本方針の見直しを行い、政府が講ずべき措置の全部又は一部について継続する必要があると認められるときは、本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を経た上で、計画期間を更新することができる。

関係省庁は、法令の特例措置及び法令の特例措置以外の法令に関

i) 略

ii) 特定保安施設事業交付金 森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律第 2 条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。）

iii)・iv) 略

イ・ウ 略

③ 略

(2) 計画期間等について

法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画の計画期間は、平成 23 年度に行った評価の結果を踏まえて延長することとし、平成 19 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 9 年間とする。計画期間中に政府が講ずべき措置に変更が生じた場合においては、当該計画期間の残存期間を計画期間とする。

また、法第 5 条第 4 項に基づき、計画期間が満了することとなる場合において、基本方針の見直しを行い、政府が講ずべき措置の全部又は一部について継続する必要があると認められるときは、本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を経た上で、計画期間を更新することができる。

関係省庁は、法令の特例措置及び法令の特例措置以外の法令に関

する措置を定める法令並びに交付金の交付に関する措置に係る主務省令（告示を含む。）の案の作成並びにその他提案の趣旨を実現するための措置の実施に当たっては、別表 1 から別表 3 まで及び（１）②に即して作成・実施するとともに、内閣府と所要の調整を行うものとする。さらに、基本方針に基づいて定める政省令（告示を含む。）は、別途、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

する措置を定める法令並びに交付金の交付に関する措置に係る主務省令（告示を含む。）の案の作成並びにその他提案の趣旨を実現するための措置の実施に当たっては、別表 1 から別表 3 まで及び（１）②に即して作成・実施するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。さらに、基本方針に基づいて定める政省令（告示を含む。）は、別途、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

| 改正案  | 現行   |    |   |                 |  |  |  |
|--|--|----|---|-----------------|--|--|--|
| <p>別表 1</p> <p>(削除)</p>                              | <p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 424 1317 474">番号</th> <th data-bbox="1317 424 1977 474">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 474 1317 619"> <u>事務・事業の名称</u> </td> <td data-bbox="1317 474 1977 619"> <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 20 条第 5 項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 619 1317 1343"> <u>法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容</u> </td> <td data-bbox="1317 619 1977 1343"> <u>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</u> <p>1 <u>児童福祉法第 20 条第 5 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院の指定</u></p> <p>2 <u>児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による 1 の病院に係る指定の取消し</u></p> <p>3 <u>児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項の規定による 1 の病院に係る報告の徴収又は実地検査</u></p> <p>4 <u>児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項の規定による 1 の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> | 番号 | 1 | <u>事務・事業の名称</u> | <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 20 条第 5 項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務</u> | <u>法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容</u> | <u>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</u> <p>1 <u>児童福祉法第 20 条第 5 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院の指定</u></p> <p>2 <u>児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による 1 の病院に係る指定の取消し</u></p> <p>3 <u>児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項の規定による 1 の病院に係る報告の徴収又は実地検査</u></p> <p>4 <u>児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項の規定による 1 の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は</u></p> |
| 番号   | 1  |    |   |                 |  |  |  |
| <u>事務・事業の名称</u>                                      | <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 20 条第 5 項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務</u>   |    |   |                 |  |  |  |
| <u>法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容</u> | <u>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</u> <p>1 <u>児童福祉法第 20 条第 5 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院の指定</u></p> <p>2 <u>児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による 1 の病院に係る指定の取消し</u></p> <p>3 <u>児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項の規定による 1 の病院に係る報告の徴収又は実地検査</u></p> <p>4 <u>児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項の規定による 1 の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は</u></p>   |    |   |                 |  |  |  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p><u>差止め</u></p> <p><u>5 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 11 条に規定する 1 の病院に係る指定の申請書の受理</u></p> <p><u>6 児童福祉法施行規則第 14 条に規定する 1 の病院に係る変更の承認</u></p> <p><u>7 児童福祉法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院に係る変更等の届出の受理</u></p> <p><u>8 児童福祉法施行規則第 16 条に規定する 1 の病院に係る指定の辞退の申出の受理</u></p> |
|  | <p>関係省庁</p> <p>厚生労働省</p>   |

| 番号  | <u>1</u>   | 番号         | <u>2</u>  |
|---|--|------------|---|
| 事務・事業の名称                                      | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務  | 事務・事業の名称   | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務   |
| 法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <p><u>1</u> 生活保護法第 49 条の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 24 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定</p> <p><u>2</u> 生活保護法第 49 条の 3 の規定による 1 の病院等に係る指定の更新</p> <p><u>3</u> 生活保護法第 50 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る変更等の届出の受理</p> <p><u>4</u> 生活保護法第 51 条第 2 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し</p> <p><u>5</u> 生活保護法第 55 条の 3 の規定による 1 の病院等に係る告示</p> <p><u>6</u> 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 10 条第 1 項の規定による 1 の病院等に係る指定の申請書の受理</p> | 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <p><u>1</u> 生活保護法第 49 条の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定</p> <p><u>2</u> 生活保護法第 50 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る変更等の届出の受理</p> <p><u>3</u> 生活保護法第 51 条第 2 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し</p> <p><u>4</u> 生活保護法第 55 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る告示</p> <p><u>5</u> 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 10 条第 1 項の規定による 1 の病院等に係る指定の申請書の受理</p> <p><u>6</u> 生活保護法施行規則第 11 条の規定による 1 の病院等に係る保護の実施機関の意見聴取</p> |

|      |   |      |  |
|------|---|------|--|
|      | <p>7 <u>生活保護法施行規則第 10 条第 3 項の規定による 1 の病院等に係る指定の更新の申請書の受理</u></p> <p>8 <u>生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の病院等に係る処分を受けた旨の届出の受理</u></p> <p>9 <u>生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理</u></p> |      | <p>7 <u>生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の病院等に係る処分を受けた旨の届出の受理</u></p> <p>8 <u>生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理</u></p> |
| 関係省庁 | 厚生労働省   | 関係省庁 | 厚生労働省  |



|            |   |            |   |
|------------|---|------------|---|
| 番号         | <u>2</u>  | 番号         | <u>3</u>  |
| 事務・事業の名称   | 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務   | 事務・事業の名称   | 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務   |
| 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <p>1 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 24 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定</p> <p>2 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理</p> <p>3 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 51 条第 2 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消</p> | 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <p>1 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定</p> <p>2 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理</p> <p>3 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 51 条第 2 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消</p> |

|      |   |      |  |
|------|---|------|--|
|      | <p>し</p> <p>4 生活保護法第 55 条の<u>3</u>の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示</p> <p>5 生活保護法施行規則第 10 条の<u>6</u>第 1 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理</p> <p><u>6</u> 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理</p> <p><u>7</u> 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理</p> |      | <p>し</p> <p>4 生活保護法第 55 条の<u>2</u>の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示</p> <p>5 生活保護法施行規則第 10 条の<u>2</u>第 1 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理</p> <p><u>6</u> 生活保護法施行規則第 11 条の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る保護の実施機関の意見聴取</p> <p><u>7</u> 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理</p> <p><u>8</u> 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理</p> |
| 関係省庁 | 厚生労働省   | 関係省庁 | 厚生労働省  |

|            |   |            |   |
|------------|---|------------|---|
| 番号         | <u>3</u>  | 番号         | <u>4</u>  |
| 事務・事業の名称   | 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可に関する事務   | 事務・事業の名称   | 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可に関する事務   |
| 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、経済産業大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <p>1 商工会議所法第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可</p> <p>2 商工会議所法第 46 条第 4 項の規定において準用する同法第 27 条第 3 項の関係市町村長の意見の聴取</p> <p>3 上記 1 の定款の変更の認可に関する商工会議所法第 46 条第 4 項及び第 60 条第 4 項の規定において準用する同法第 28 条の認可又は不認可の通知</p> <p>4 商工会議所法第 60 条第 3 項の商工会議所の解</p> | 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、経済産業大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <p>1 商工会議所法第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可<br/><u>（同法第 25 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号、第 14 号、第 15 号及び第 18 号の事項に係るものに限る。）</u></p> <p>2 商工会議所法第 46 条第 4 項の規定において準用する同法第 27 条第 3 項の関係市町村長の意見の聴取<u>（商工会議所法第 25 条第 3 号、第 6 号、第 12 号及び第 13 号の事項に係るものを除く。）</u></p> <p>3 上記 1 の定款の変更の認可に関する商工会議所</p> |

|      |   |      |  |
|------|---|------|--|
|      | <p>散の認可</p> <p>5 商工会議所法第 46 条第 2 項及び商工会議所法施行規則（昭和 28 年通商産業省令第 52 号）第 6 条第 1 項の規定による 1 の商工会議所の定款の変更の認可の申請書の受理</p> <p>6 商工会議所法第 60 条第 2 項及び商工会議所法施行規則第 8 条の規定による商工会議所の解散の認可の申請書（様式については、同規則様式第 7 の特例を講ずる。）の受理</p> |      | <p>法第 46 条第 4 項及び第 60 条第 4 項の規定において準用する同法第 28 条の認可又は不認可の通知</p> <p>4 商工会議所法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可</p> <p>5 商工会議所法第 46 条第 2 項及び商工会議所法施行規則（昭和 28 年通商産業省令第 52 号）第 6 条の規定による商工会議所の定款の変更の認可（上記 1 に掲げる事項に係るものに限る。）の申請書の受理</p> <p>6 商工会議所法第 60 条第 2 項及び商工会議所法施行規則第 8 条の規定による商工会議所の解散の認可の申請書（様式については、同規則様式第 7 の特例を講ずる。）の受理</p> |
| 関係省庁 | 経済産業省   | 関係省庁 | 経済産業省  |

(削除)

|            |  |
|------------|--|
| 番号         | 5  |
| 事務・事業の名称   | 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条第 1 項第 1 号の調理師養成施設の指定に関する事務   |
| 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <p>1 調理師法第 3 条第 1 項第 1 号の調理師養成施設の指定（調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）第 1 条の 2 の規定による申請は、調理師養成施設の所在地の都道府県知事を経由することなく、行うこととする。）</p> <p>2 調理師法施行令第 1 条の 3 第 1 項の規定による 1 の調理師養成施設に係る内容変更の承認（同条第 2 項の規定による内容変更の承認の申請は、指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由することなく、行うこととする。）</p> <p>3 調理師法施行令第 1 条の 4 の規定による 1 の調理師養成施設に係る入所者の数等の届出の受理</p> <p>4 調理師法施行令第 1 条の 5 の規定による 1 の調理師養成施設に係る名称等の変更等の届出の受理</p> |

|  |             |  |
|--|-------------|--|
|  |             | <p>5 <u>調理師法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 46 号) 第 5 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る指定の申請書の受理</u></p> <p>6 <u>調理師法施行規則第 8 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る変更の承認の申請書の受理</u></p> <p>7 <u>調理師法施行規則第 10 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る報告の徴収及び必要な指示</u></p> <p>8 <u>調理師法施行規則第 11 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る指定の取消し</u></p> |
|  | <p>関係省庁</p> | <p>厚生労働省</p>   |

|      |            |  |
|------|------------|--|
| (削除) | 番号         | 6  |
|      | 事務・事業の名称   | 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務   |
|      | 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <p>1 母子保健法第20条第5項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第22条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定</p> <p>2 母子保健法第20条第7項の規定において準用する児童福祉法第20条第8項の規定による1の病院等に係る指定の取消し</p> <p>3 母子保健法第20条第7項の規定において準用する児童福祉法第21条の4第1項の規定による1の病院に係る報告の徴収又は実地検査</p> <p>4 母子保健法第20条第7項の規定において準用する児童福祉法第21条の4第2項の規定による1の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は差止め</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>5 <u>母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 10 条に規定する 1 の病院等に係る指定の申請書の受理</u></p> <p>6 <u>母子保健法施行規則第 12 条に規定する 1 の病院等に係る変更等の届出の受理</u></p> <p>7 <u>母子保健法施行規則第 13 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理</u></p> |
|  | <p>関係省庁 厚生労働省</p>  |



|            |   |            |  |
|------------|---|------------|--|
| 番号         | <u>4</u>  | 番号         | <u>7</u>   |
| 事務・事業の名称   | <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成 14 年法律第 88 号）第 37 条第 1 項の規定による危険猟法（ケタミン及びその塩類、キシラジン及びその塩類又はメデトミジン及びその塩類を使用する猟法に限る。）の許可に関する事務  | 事務・事業の名称   | <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成 14 年法律第 88 号）第 37 条第 1 項の規定による危険猟法（ケタミン及びその塩類、キシラジン及びその塩類又はメデトミジン及びその塩類を使用する猟法に限る。）の許可に関する事務  |
| 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、環境大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <p>1 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による危険猟法（麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可</p> <p>2 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第 37 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る申請の受理</p> <p>3 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第 37 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る有効期間の設定</p> | 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、環境大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <p>1 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による危険猟法（麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可</p> <p>2 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第 37 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る申請の受理</p> <p>3 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第 37 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る有効期間の設定</p> |

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
|  | <p>4 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る条件の付与</u></p> <p>5 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証（様式については、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）様式第 15 号の特例を講ずる。</u>）の交付</u></p> <p>6 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付</u></p> <p>7 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 9 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</u></p> <p>8 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 10 項の規定による 1 の許可に係る必要な措置の命令</u></p> <p>9 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 11 項の規定による 1 の許可に係る許可の取消し</u></p> <p>10 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 項の規定による 1</u></p> |  | <p>4 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る条件の付与</u></p> <p>5 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証（様式については、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）様式第 15 号の特例を講ずる。</u>）の交付</u></p> <p>6 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付</u></p> <p>7 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 9 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</u></p> <p>8 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 10 項の規定による 1 の許可に係る必要な措置の命令</u></p> <p>9 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 11 項の規定による 1 の許可に係る許可の取消し</u></p> <p>10 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 項の規定による 1 の許可に係</u></p> |
|--|---|--|---|

|      |  |      |  |
|------|--|------|--|
|      | <p>の許可に係る申請書の受理</p> <p>11 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第2項の規定による1の許可に係る必要と認める書類の提出要求</u></p> <p>12 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第4項の規定による1の許可に係る危険猟法許可証の再交付の申請書の受理</u></p> <p>13 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第5項の規定による1の許可に係る危険猟法許可証の氏名又は住所の変更の届出の受理</u></p> <p>14 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第6項の規定による1の許可に係る危険猟法許可証の亡失の届出の受理</u></p> <p>15 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第7項の規定による1の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</u></p> |      | <p>る申請書の受理</p> <p>11 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第2項の規定による1の許可に係る必要と認める書類の提出要求</u></p> <p>12 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第4項の規定による1の許可に係る危険猟法許可証の再交付の申請書の受理</u></p> <p>13 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第5項の規定による1の許可に係る危険猟法許可証の氏名又は住所の変更の届出の受理</u></p> <p>14 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第6項の規定による1の許可に係る危険猟法許可証の亡失の届出の受理</u></p> <p>15 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条第7項の規定による1の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</u></p> |
| 関係省庁 | 環境省  | 関係省庁 | 環境省  |

|            |  |            |  |
|------------|--|------------|--|
| 番号         | <u>5</u>   | 番号         | <u>8</u>   |
| 事務・事業の名称   | 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項の規定による届出に関する事務で同項第 3 号に掲げる場合（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人が設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る変更の場合に限る。）に係るもの   | 事務・事業の名称   | 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項の規定による届出に関する事務で同項第 3 号に掲げる場合（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人が設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る変更の場合に限る。）に係るもの   |
| 法令の特例措置の内容 | 特定広域団体が学校教育法施行令第 26 条第 1 項の規定による文部科学大臣への学則の変更（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人の設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係るものに限る。）の届出に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、当該学則の変更については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 5 条第 1 項に規定する届出の対象となる「学則の変更」から除外することとし、文部科学大臣への届出を不要とする。 | 法令の特例措置の内容 | 特定広域団体が学校教育法施行令第 26 条第 1 項の規定による文部科学大臣への学則の変更（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人の設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係るものに限る。）の届出に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、当該学則の変更については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 5 条第 1 項に規定する届出の対象となる「学則の変更」から除外することとし、文部科学大臣への届出を不要とする。 |
| 関係省庁       | 文部科学省、厚生労働省  | 関係省庁       | 文部科学省、厚生労働省  |

|            |  |            |  |
|------------|--|------------|--|
| 番号         | <u>6</u>   | 番号         | <u>9</u>   |
| 事務・事業の名称   | 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 1 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 1 項に規定する特定水源水道事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。）に係るもの   | 事務・事業の名称   | 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 1 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 1 項に規定する特定水源水道事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。）に係るもの   |
| 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が水道法の規定による特定水源水道事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <p>1 水道法第 6 条第 1 項の規定による水道事業の認可</p> <p>2 水道法第 7 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の受理</p> | 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が水道法の規定による特定水源水道事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <p>1 水道法第 6 条第 1 項の規定による水道事業の認可</p> <p>2 水道法第 7 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の受理</p> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  | <p>3 水道法第7条第3項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 水道法第9条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の附与</p> <p>5 水道法第10条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可</p> <p>6 水道法第10条第3項の規定による1の認可に係る軽微な変更の届出の受理</p> <p>7 水道法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道事業の休止又は廃止の許可</p> <p>8 水道法第11条第2項の規定による1の認可に係る水道事業の譲渡による廃止の届出の受理</p> <p>9 水道法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理</p> <p>10 水道法第14条第5項の規定による1の認可に係る料金の変更の届出の受理</p> <p>11 水道法第14条第6項及び第7項の規定による1の認可に係る供給条件の変更の認可</p> |  | <p>3 水道法第7条第3項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 水道法第9条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の附与</p> <p>5 水道法第10条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可</p> <p>6 水道法第10条第3項の規定による1の認可に係る軽微な変更の届出の受理</p> <p>7 水道法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道事業の休止又は廃止の許可</p> <p>8 水道法第11条第2項の規定による1の認可に係る水道事業の譲渡による廃止の届出の受理</p> <p>9 水道法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理</p> <p>10 水道法第14条第5項の規定による1の認可に係る料金の変更の届出の受理</p> <p>11 水道法第14条第6項及び第7項の規定による1の認可に係る供給条件の変更の認可</p> |
|--|--|--|--|

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>12 水道法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>14 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>15 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>16 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>17 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>18 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>19 水道法第 38 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令</p> <p>20 水道法第 38 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更</p> <p>21 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>22 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> |  | <p>12 水道法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>14 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>15 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>16 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>17 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>18 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>19 水道法第 38 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令</p> <p>20 水道法第 38 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更</p> <p>21 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>22 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> |
|---|--|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>23 水道法第 42 条第 1 項の規定による地方公共団体による買収の認可（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p> <p>24 水道法第 42 条第 3 項の規定による地方公共団体による買収に係る裁定（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p> <p>(※) 22 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業であつて給水人口が5万人を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業であつて給水人口が250万人を超えるものに関するもの、22 の事務にあつては、</p> <p>1) 給水人口の合計が250万人を超える2以上の水道事業者（特定水源水道事業を經營する者に限る。）間</p> <p>2) 給水人口が250万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を經營する者に限る。）と水道用水供給事業者との間</p> <p>3) 水道事業者と1日最大給水量が125万<sup>3</sup>を超える水道用水供給事業者との間</p> |  | <p>23 水道法第 42 条第 1 項の規定による地方公共団体による買収の認可（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p> <p>24 水道法第 42 条第 3 項の規定による地方公共団体による買収に係る裁定（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p> <p>(※) 22 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業であつて給水人口が5万人を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業であつて給水人口が250万人を超えるものに関するもの、22 の事務にあつては、</p> <p>1) 給水人口の合計が250万人を超える2以上の水道事業者（特定水源水道事業を經營する者に限る。）間</p> <p>2) 給水人口が250万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を經營する者に限る。）と水道用水供給事業者との間</p> <p>3) 水道事業者と1日最大給水量が125万<sup>3</sup>を超える水道用水供給事業者との間</p> |
|--|--|--|



|      |   |      |   |
|------|---|------|---|
|      | <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業（給水人口が5万人を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p> |      | <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業（給水人口が5万人を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p> |
| 関係省庁 | 厚生労働省   | 関係省庁 | 厚生労働省   |

|            |   |            |   |
|------------|---|------------|---|
| 番号         | <u>7</u>  | 番号         | <u>10</u>   |
| 事務・事業の名称   | 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 2 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 2 項に規定する水道用水供給事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第 5 項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。）に係るもの  | 事務・事業の名称   | 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 2 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 2 項に規定する水道用水供給事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第 5 項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。）に係るもの  |
| 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が水道法の規定による水道用水供給事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <p>1 水道法第 26 条の規定による水道用水供給事業の認可</p> <p>2 水道法第 27 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項に</p> | 法令の特例措置の内容 | <p>特定広域団体が水道法の規定による水道用水供給事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <p>1 水道法第 26 条の規定による水道用水供給事業の認可</p> <p>2 水道法第 27 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項に</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の受理</p> <p>3 水道法第27条第3項(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 水道法第29条第1項(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与</p> <p>5 水道法第30条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可</p> <p>6 水道法第30条第3項の規定による1の認可に係る軽微な変更の届出の受理</p> <p>7 水道法第31条において準用する同法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可</p> <p>8 水道法第31条において準用する同法第11条第2項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の譲渡による廃止の届出の受理</p> <p>9 水道法第31条において準用する同法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理</p> |  | <p>において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の受理</p> <p>3 水道法第27条第3項(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 水道法第29条第1項(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与</p> <p>5 水道法第30条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可</p> <p>6 水道法第30条第3項の規定による1の認可に係る軽微な変更の届出の受理</p> <p>7 水道法第31条において準用する同法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可</p> <p>8 水道法第31条において準用する同法第11条第2項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の譲渡による廃止の届出の受理</p> <p>9 水道法第31条において準用する同法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理</p> |
|---|--|---|

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>10 水道法第 31 条において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</p> <p>11 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>12 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>14 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>15 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>16 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>17 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>18 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>(※) 18 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する</p> |  | <p>10 水道法第 31 条において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</p> <p>11 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>12 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>14 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>15 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>16 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>17 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>18 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>(※) 18 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する</p> |
|---|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>水道用水供給事業にあつては1日最大給水量が2万5千<math>m^3</math>を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあつては1日最大給水量が125万<math>m^3</math>を超えるものに関するもの、18の事務にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1日最大給水量の合計が125万<math>m^3</math>を超える2以上の水道用水供給事業者間</li> <li>2) 給水人口が250万人を超える水道事業者(特定水源水道事業を営業者に限る。)と水道用水供給事業者との間</li> <li>3) 水道事業者と1日最大給水量が125万<math>m^3</math>を超える水道用水供給事業者との間</li> </ol> <p>に関するもの(いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業に関するものに限る。)及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業(1日最大給水量が2万5千<math>m^3</math>を超えるものに限る。)に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行</p> | <p>水道用水供給事業にあつては1日最大給水量が2万5千<math>m^3</math>を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあつては1日最大給水量が125万<math>m^3</math>を超えるものに関するもの、18の事務にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1日最大給水量の合計が125万<math>m^3</math>を超える2以上の水道用水供給事業者間</li> <li>2) 給水人口が250万人を超える水道事業者(特定水源水道事業を営業者に限る。)と水道用水供給事業者との間</li> <li>3) 水道事業者と1日最大給水量が125万<math>m^3</math>を超える水道用水供給事業者との間</li> </ol> <p>に関するもの(いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業に関するものに限る。)及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業(1日最大給水量が2万5千<math>m^3</math>を超えるものに限る。)に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行</p> |
|---|---|

|      |       |
|------|-------|
|      | う。    |
| 関係省庁 | 厚生労働省 |

|      |       |
|------|-------|
|      | う。    |
| 関係省庁 | 厚生労働省 |

別表 2

|       |   |
|-------|---|
| 番号    | 7   |
| 措置の名称 | 条例制定権の拡大に向けた法令の改正   |
| 措置の内容 | <p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「<u>義務付け・枠付けの更なる見直しについて</u>」（平成23年11月29日閣議決定）及び「<u>義務付け・枠付けの第4次見直しについて</u>」（平成25年3月12日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。第1次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。第2次一括法）、<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。第3次一括法）</u>等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、平成26年から地方分権改革に関する「提</p> |

別表 2

|       |   |
|-------|---|
| 番号    | 7   |
| 措置の名称 | 条例制定権の拡大に向けた法令の改正   |
| 措置の内容 | <p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）<u>及び</u>「<u>地域主権戦略大綱</u>」（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第1次一括法）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。第2次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p><u>また、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）において必要な法制上その他の措置を講じることとされた条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成24年通常国会に提出する予定。</u></p> |
| 関係省庁  | 内閣府、総務省   |

|      |   |  |
|------|---|--|
|      | <p>案募集方式」を導入しており、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定)に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 27 年法律第 50 号。第 5 次一括法)の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。引き続き、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 12 月 22 日閣議決定)に基づき、義務付け・枠付けの見直しを推進することとしている。そのうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 28 年通常国会に提出することを予定している。</p> |  |
| 関係省庁 | 内閣府、総務省   |  |



|       |   |       |  |
|-------|---|-------|--|
| 番号    | 9   | 番号    | 9  |
| 措置の名称 | 自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正   | 措置の名称 | 自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正  |
| 措置の内容 | 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 48 条に規定する自家用有償旅客運送の実施主体の弾力化及び同規則第 49 条に規定する旅客の範囲の拡大を図るため、平成 26 年度に同規則を改正した。 | 措置の内容 | 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 48 条に規定する自家用有償旅客運送を行うことができる者及び同規則第 49 条に規定する旅客の範囲について、平成 24 年度中に検討を行い、必要な措置を講じる。 |
| 関係省庁  | 国土交通省   | 関係省庁  | 国土交通省  |

別表 3

|       |  |
|-------|--|
| 番号    | 11   |
| 措置の名称 | 自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出  |
| 措置の内容 | <p>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の 6 第 1 項に規定する自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録に際して必要となる同法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号に定める合意については、書面による協議が可能である旨、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛に「<u>道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路運送法関係通達の一部改正等について</u>」（平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号自動車局長通達）を発出し、周知している。</p> <p>また、市町村運営有償運送（交通空白輸送）において、デマンド運行を行う路線（道路運送法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号の路線をいう。）を字等の区域単位で設定することができる旨、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛に「<u>道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路運送法関係通達の一部改正等について</u>」（平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633</p> |

別表 3

|       |  |
|-------|--|
| 番号    | 11   |
| 措置の名称 | 自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出  |
| 措置の内容 | <p>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の 6 第 1 項に規定する自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録に際して必要となる同法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号に定める合意については、<u>書面による協議が可能である旨を明確化し、通知する。</u></p> <p>また、市町村運営有償運送（交通空白輸送）において、デマンド運行を行う路線（道路運送法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号の路線をいう。）を字等の区域単位で設定することができる旨を<u>明確化し、通知する。</u></p> |
| 関係省庁  | 国土交通省  |

|      |                        |  |
|------|------------------------|--|
|      | 号自動車局長通達) を発出し、周知している。 |  |
| 関係省庁 | 国土交通省                  |  |

|       |  |       |   |
|-------|--|-------|---|
| 番号    | 12   | 番号    | 12  |
| 措置の名称 | 無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出   | 措置の名称 | 無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出  |
| 措置の内容 | <p>現行制度で無償運送として実施可能な範囲及び北海道においてタクシー事業者の営業所が存在しない市町村におけるタクシー事業の参入要件について、北海道運輸局自動車交通部長宛に「北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様の明確化等について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国自旅第 634 号自動車局旅客課長通達）を発出し、周知している。</p> | 措置の内容 | <p>現行制度で無償運送として実施可能な範囲を明確化し、平成 24 年度中に通知する。</p> <p>また、北海道においては、タクシー事業者の営業所が存在しない市町村（平成 16 年 4 月 1 日以降に市町村合併があった場合には、当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含む。）においては、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする場合は、最低車両数 2 両からの事業参入が可能となっている旨を、平成 24 年度中に周知する。</p> |
| 関係省庁  | 国土交通省  | 関係省庁  | 国土交通省   |

|       |  |       |  |
|-------|--|-------|--|
| 番号    | 13   | 番号    | 13   |
| 措置の名称 | 特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等  | 措置の名称 | 特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等  |
| 措置の内容 | 平成 24 年 4 月 1 日から改正後の特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）が施行されることにつき、国税庁はこれまで認定事務の一般的なノウハウを各種説明会等を通じて地方団体に提供してきており、今後も地方団体の要望を踏まえ同様に対応していくこととしている旨、また、同法においては、国税、地方税の賦課・徴収の両面において納税義務を遵守していないことを示す滞納処分及び重加算税賦課決定処分について、税務当局が認定特定非営利活動法人等にこれら処分を行ったことを新たに欠格事由とし（第 47 条）、これら処分の有無について、所轄庁が国税庁長官等の意見を聴くことができる規定（第 48 条、第 65 条第 7 項、第 67 条第 4 項）、及び、当該事由があると疑うに足りる相当な理由があるため所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認める場合には、国税庁長官等が所轄庁に対して意見を述べるができる規定（第 68 条第 2 項）（いわゆる双方向の情報 | 措置の内容 | 平成 24 年 4 月 1 日から改正後の特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）が施行されることにつき、国税庁はこれまで認定事務の一般的なノウハウを各種説明会等を通じて地方団体に提供してきており、今後も地方団体の要望を踏まえ同様に対応していくこととしている旨、また、同法においては、国税、地方税の賦課・徴収の両面において納税義務を遵守していないことを示す滞納処分及び重加算税賦課決定処分について、税務当局が認定特定非営利活動法人等にこれら処分を行ったことを新たに欠格事由とし（第 47 条）、これら処分の有無について、所轄庁が国税庁長官等の意見を聴くことができる規定（第 48 条、第 65 条第 7 項、第 67 条第 4 項）、及び、当該事由があると疑うに足りる相当な理由があるため所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認める場合には、国税庁長官等が所轄庁に対して意見を述べることができる規定（第 68 条第 2 項）（いわゆる双方向の情報 |

|             |  |             |   |
|-------------|--|-------------|---|
|             | <p>共有規定)が措置済みである旨、<u>北海道環境生活部長宛に「特定非営利活動促進法における国税庁との連携について」(平成24年3月30日付け府市第192号内閣府大臣官房市民活動促進課長通知)を发出し、周知している。</u></p> <p>また、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、「新しい公共支援事業」による基金の活用について措置を講じたほか、<u>所要の地方財政措置が講じられている。</u></p> |             | <p>共有規定)が措置済みである旨を、<u>平成23年度中に通知する。</u></p> <p>また、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、「新しい公共支援事業」による基金の活用について措置を講じたほか、<u>所要の地方財政措置を講じることとしている。</u></p> |
| <p>関係省庁</p> | <p>内閣府、国税庁</p>   | <p>関係省庁</p> | <p>内閣府、国税庁</p>  |

|       |   |      |
|-------|---|------|
| 番号    | 14  | (新設) |
| 措置の名称 | 構造方法等の認定に関する通知の発出   |      |
| 措置の内容 | <u>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第 1 項に規定する構造方法等の認定について、郵送による申請書類の提出及び認定書等の交付（申請書類については、対面による確認の必要性が比較的低い建築材料等の認定に係るものに限る。）を可能とする旨を、平成 27 年度中のできるだけ早期に通知する。</u> |      |
| 関係省庁  | 国土交通省   |      |